

【別表 6】歴史遺産型美観地区 祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する 1, 2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上、かつ、道路境界から 2 メートル以上後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1 階の外壁面が道路境界から 1.8 メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とすること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 塀の高さは、1.8 メートル以上 2.5 メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが 2.5 メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。
建築様式 ※注 1	建築様式については、別紙様式一覧の様式 1-1, 様式 1-2, 様式 1-5, 様式 2-1, 様式 2-2, 様式 2-3, 様式 2-4, 様式 2-5, 様式 2-6 又は様式 2-7 による。

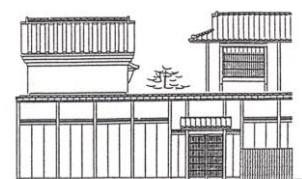
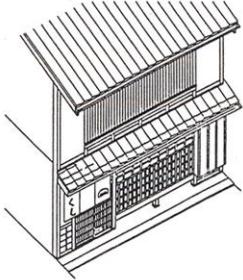
(参考)

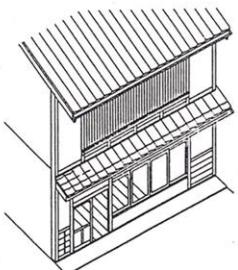
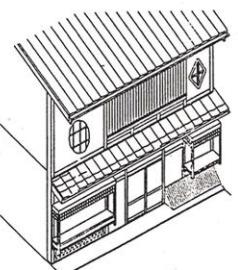
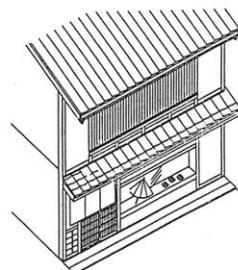
歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし、低明度の N (無彩色) 系を除く。

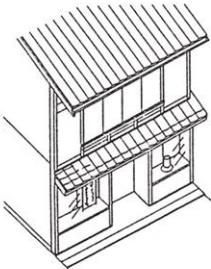
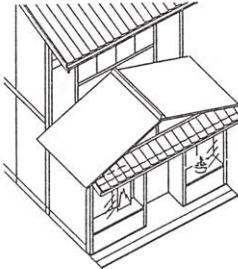
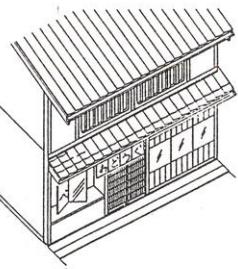
色相	明度	彩度
Y R 系, Y 系, N 系	中明度	低彩度

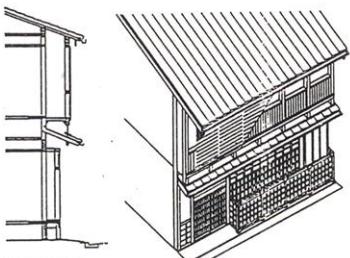
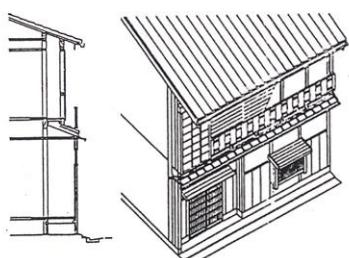
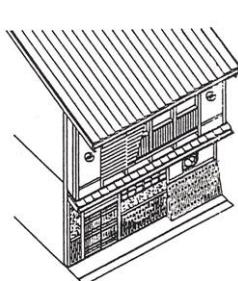
様式	住居様式		
	様式 1－1	様式 1－2	様式 1－3
名称	本2階格子造 しもたや様式	玄関庭付本2階 住居様式	玄関棟付本2階 住居様式
特徴	店舗様式の家屋の2階部分の格子窓の格子をはずすなど、居住性を高めて居住専用に改装した様式。	様式1－1の玄関口部分を後退させて、玄関庭及び玄関口を設ける様式	主棟に玄関棟を増設し、玄関庭や玄関口を設ける様式
構造	木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。	(1) 木造真壁造りの2階建てで、平入り形式とする。 (2) 玄関庭及び玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける	(1) 木造真壁造りで2階建てとし、主棟に玄関等を増設し、平入り形式とする。 (2) 玄関庭及び玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける
屋根庇	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きとする。	同左
壁面	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は出格子又は平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋により構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸及び長押によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は出格子又は平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋によって構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸及び長押によって構成する。	同左
材料など	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。 (3) 玄関庭を囲む玄関口及び墀上部には、忍び返し又はあやめ板等を設ける。	同左
色彩など	木部はべんがら塗り、古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左
イメージ図			

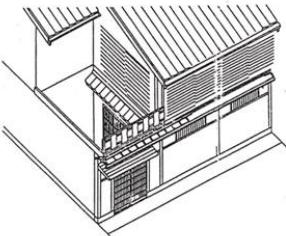
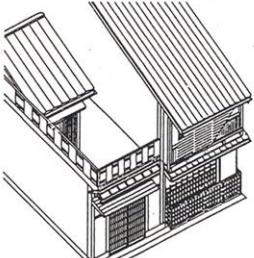
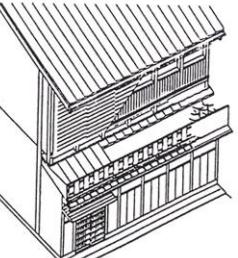
住居様式		
様式 1－4	様式 1－5	様式 1－6
前庭付本2階 住居様式	高塀前庭付本2階 住居様式	高塀前庭付本2階 数奇造住居様式
家屋前面に庭を配し、塀や垣根で囲み、玄関口を設ける様式	家屋前面に庭を配し、高塀で囲み道路から1階部分見えなくし、玄関口を設ける様式	家屋前面に庭を配し、高塀で囲み道路から1階部分見えなくし、玄関口を設け、家屋、高塀、玄関口等を茶室風のしようしゃなデザイン（数奇屋）で造る様式
(1) 木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。 (2) 前面には塀を設ける。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。	(1) 木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。 (2) 前面には高塀を設ける。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。	(1) 木造真壁造りで2階建てとし、切妻又は入母屋又はその複合型とする。 (2) 前面には高塀を設ける。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。
同左	同左	(1) 屋根は日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きとする。
(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は格子雨戸、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違い戸によって構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違い戸及び長押によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸及び長押によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は格子雨戸、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸によって構成する。 (3) 2階開口部は、数奇屋風装飾窓、下地窓、腰高ガラス格子引違戸又は出格子窓によって構成する。
(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 玄関庭を囲む玄関口及び塀上部には、忍び返し又はあやめ板等を設けること。	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 玄関庭を囲む玄関口及び高塀上部には、忍び返し又はあやめ板等を設けること。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	同左
同左	同左	同左

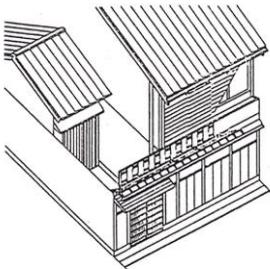
様式	住居様式		店舗様式
	様式 1-7	様式 1-8	様式 2-1
名称	高塀付本2階邸宅様式	高塀和蔵付本2階邸宅様式	本2階格子造店舗様式
特徴	家屋の2方向以上に庭を配し、高塀で囲み、玄関口を設ける様式	1-7様式で和蔵を設けた様式	外壁を面格子や出格子窓で構成し、通り庭を配置し、それに面して居室を設けて店舗として利用する様式
構造	(1) 木造真壁造りで2階建てとし、切妻又は入母屋又はその複合型とする。 (2) 前面には高塀を設ける。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。	(1) 木造真壁造りで2階建てとし、切妻又は入母屋又はその複合型とする。 (2) 前面には高塀を設け、その内側に土蔵を配置する。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。	木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。
屋根庇	(1) 屋根は日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きとする。	同左	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。
壁面	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸及び長押によって構成する。	同左	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は出格子又は平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋により構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス格子引違戸、面格子又は出格子窓によって構成する。
材料など	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 玄関庭を囲む玄関口及び高塀上部には、忍び返し又はあやめ板等を設けること。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	同左	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。
色彩など	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左	木部はべんがら塗り、古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。
イメージ図			

店舗様式		
様式 2-2	様式 2-3	様式 2-4
本 2 階土間造 店舗様式	本 2 階数奇屋 店舗様式	本 2 階飾り窓付 店舗様式
2 階外壁を面格子や出格子窓で構成し、1 階の玄関口の居室を上げ床にしないで土間で造り、店舗として利用する様式	様式 2-1 で、外観を数奇屋で作る様式	様式 2-1 の 1 階の格子窓を飾り窓に変えた様式
同左	同左	同左
同左	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庵は日本瓦葺き又は銅葺きとし、庵軒裏は垂木及び野地板をみせる。	同左
(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1 階は格子雨戸、腰高ガラス引違戸、はきだし引違戸又は腰下見板張りによって構成する。 (3) 2 階開口部は、腰高ガラス格子引違戸、面格子又は出格子窓によって構成する。	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 飾り窓、下地窓、下地欄間、ガラス格子引違戸又は腰高ガラス引違戸によって構成する。 (3) 腰壁は、竹板張り、杉皮張りによって構成する。 (4) 2 階開口部は数奇屋風装飾窓、面格子又は出格子により構成する。	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1 階は飾り窓、ガラス格子引違戸及び腰下見板張りによつて構成する。 (3) 2 階開口部は、腰高ガラス格子引違戸、面格子又は出格子窓によって構成する。
同左	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。
木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左	同左
		

様式	店舗様式		
	様式 2-5	様式 2-6	様式 2-7
名称	本2階飾り窓付 土間店舗様式	玄関棟付本2階 店舗様式	中2階むし工造 店舗様式
特徴	様式2-2の1階の格子窓を飾り窓に変えた様式	店舗様式の前面に玄関棟を増設した様式	低い2階の壁面にむし工窓を設ける様式を数寄屋で造る様式
構造	木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。	(1) 木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。 (2) 前方に玄関棟を設け、玄関口には可能な限り玄関庇を設ける。	(1) 木造真壁造りで中2階建てとし、平入り形式とする。
屋根庇	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦又は銅板葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。	同左	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦とし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。
壁面	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は飾り窓、ガラス格子引違戸又は腰板張りによって構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸及び長押によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は飾り窓、ガラス格子引違戸又ははきだし引違戸によって構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸及び長押によって構成する。	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 飾り窓、下地窓、下地欄間、ガラス格子引違戸又は腰高ガラス引違い戸によって構成する。 (3) 腰壁は、竹板張り、杉皮張りによって構成する。
材料など	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。	同左	同左
色彩など	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左	同左
イメージ図			

茶屋様式		
様式 3-1	様式 3-2	様式 3-3
本2階 茶屋様式	本2階 茶屋様式	本2階 茶屋様式
2階壁面を通り庇の上に張り出して立ち上げ、2階を接客空間として利用する茶屋や旅館等で採用される標準様式	通り庇の先端部に墀を設け、それを家屋の外壁とし、通り庇の軒下部を室内に取り込んだ様式	茶屋様式で外観を数奇屋で造る様式
(1) 木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。 (2) 2階壁面が1階壁面よりも張り出す、張り出し2階形式とする。	(1) 木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。 (2) 通り庇の軒下部を室内に取り込み、2階壁面と同面か後退した形式とする。	木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。
(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦又は銅板葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。	同左	同左
(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は出格子又は平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋により構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸並びに張り出し手摺、吉原格子又はあやめ板によつて構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は出格子窓又は平格子窓、引込み格子戸、羽目板張り又は高幅木により構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸並びに張り出し手摺、吉原格子又はあやめ板によつて構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 飾り窓、下地窓、下地欄間、ガラス格子引違戸又は腰高ガラス引違い戸並びに張り出し手摺、吉原格子又はあやめ板によつて構成する。 (3) 腰壁は、竹板張り、杉皮張りによつて構成する。
(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	同左	同左
木部はべんがら塗り、古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左
 外壁部分の断面	 外壁部分の断面	

様式	茶屋様式		
	様式 3-4	様式 3-5	様式 3-6
名称	玄関庭付本2階 茶屋様式	玄関棟付本2階 茶屋様式	高塀前庭付本2階 茶屋様式
特徴	茶屋様式で、玄関口部分を後退させ、玄関庭と玄関口を設ける様式	茶屋様式で、主棟に玄関棟を増設し、玄関庭と玄関口を設ける様式	家屋前面に庭を配し、高塀で囲み道路から1階部分を通りから見えなくし、玄関口を設ける様式
構造	(1) 木造真壁造りの2階建てで、平入り形式とする。 (2) 玄関庭及び玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。	(1) 木造真壁造りの2階建てで、主棟に玄関棟を増設し、平入り形式とする。 (2) 玄関庭及び玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。	(1) 木造真壁造りで2階建てとし、切妻の平入り形式とする。 (2) 前面には高塀を設ける。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。
屋根庇	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦又は銅板葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きとする。	同左	(1) 屋根は日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒裏は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きとする。
壁面	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は出格子又は平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋によって構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸並びに張り出し手摺並びに張り出し手摺、吉原格子又はあやめ板によって構成する。	同左	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸並びに張り出し手摺、吉原格子又はあやめ板によって構成する。
材料など	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。 (3) 玄関庭を囲む玄関口及び塀上部には、忍び返し又はあやめ板等を設ける。	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。 (3) 可能な限り玄関庭を囲む玄関口及び塀上部には、忍び返し又はあやめ板等を設ける。 (4) 駒寄や犬矢来を設ける。	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 玄関庭を囲む玄関口及び高塀上部には、忍び返し又はあやめ板等を設ける。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。
色彩など	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左	同左
イメージ図			

茶屋様式	
様式 3-7	様式 3-8
高塀玄関棟付本2階 茶屋様式	本2階破風付 茶屋様式
様式3-2に玄関棟を増設し、玄関庭と玄関口を設ける様式	様式3-1で、通り庇の玄関口の上に破風を設ける様式
(1) 木造真壁造りの2階建てで、切妻又は入母屋又はその複合型とし、主棟に玄関棟を増設し、 (2) 前面には高塀を設ける。 (3) 玄関庭及び玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。	木造真壁造りで2階建てとし、玄関口上部に破風を設ける。大屋根は平入り形式とする。
(1) 屋根は日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きとする。	(1) 屋根は日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦又は銅板葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。
(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸並びに張り出し手摺、吉原格子又はあやめ板によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 飾り窓、下地窓、下地欄間、ガラス格子引違戸又は腰高ガラス引違い戸並びに張り出し手摺によって構成する。 (3) 腰壁は、竹板張り、杉皮張りによって構成する。
(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 玄関庭を囲む玄関口及び高塀上部には、忍び返し又はあやめ板等を設ける。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。
木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左
	

(用語の定義)

- ・特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・低層建築物 : 地階を除く階数が3以下で、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- ・中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- ・高層建築物 : 高さが15メートルを超える建築物をいう。
- ・平入り : 軒が道路（道路が交わる敷地にあっては、いずれかの道路）に平行する屋根形式をいう。
- ・軒の出 : 外壁面（木造にあっては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、えりばかりともいう。
- ・けらばの出 : 外壁面（木造にあっては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- ・インナーバルコニー : 建築物の外壁から突出しないバルコニーをいう。
- ・公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- ・マンセル値 : 日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1（色の表示方法－三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多いR（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とする。
(アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。)
- ・歴史的町並みと
調和する色彩 : 木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材が有するY R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度のN（無彩色）系を除く。
- ・沿道及び市街地の
町並みと調和する色彩 : Y R（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、P B（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・軒庇 : 通りに対して出された庇で、外壁に設けられるものをいい、通り庇、差し掛けともいう。
- ・塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

(形態意匠の制限に係る共通の基準)

1 屋根の色彩

- ・日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
- ・銅板は、素材色又は緑青色とすること。
- ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。

2 塔屋等の高さ（塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、3m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち25m高度地区又は31m高度地区に存する建築物（31m第2種高度地区又は31m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4m）以下とすること。ただし、機能上必要であり、かつ、建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3m（高度地区のうち25m高度地区又は31m高度地区に存する建築物（31m第2種高度地区又は31m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4m）を超える場合、地域の良好な景観の形成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

3 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとすること。

4 建築物の外壁は、傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし、良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては、この限りでない。

5 主要な外壁に使用する材料（ガラス及び自然素材を除く。）は、光沢のないものとすること。

6 バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は、この限りでない。

7 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。

- (1) R（赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
- (2) YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
- (3) Y（黄色）系の色相で、彩度が4を超えるもの
- (4) GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (5) G（緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (6) BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (7) B（青）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (8) PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (9) P（紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (10) RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの

8 屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとすること。

9 公共の用に供する空地から望見される位置にクーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。

10 公共の用に供する空地に面して、駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

(認定の特例)

- 1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限を適用しないことができる。
 - (1) 優れた形態意匠を有し、土地利用、建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資すると認められるもの
 - (2) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
 - (3) 一定の一団の土地の区域において、複数の建築物から構成される施設で、当該区域及びその周辺の総合的な景観形成を図ることを目的に、当該区域内の建築物の位置、規模、形態意匠等に関する全体計画が定められ、かつ、その全体計画の内容に適合するもの
 - (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の(1)から(3)までの認定を行うに当たっては、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、京都市美観風致審議会が定める要件に適合する建築物においては、この限りではない。
- 3 市長は、上記2のただし書きの規定を適用して上記1の(1)から(3)までの認定を行った場合、認定後に京都市美観風致審議会に報告しなければならない。
- 4 市長は、上記1の認定を行うに当たっては、良好な景観の保全若しくは形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

(適用除外)

次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模、形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることができると認められる建築物
ただし、歴史遺産型美観地区のうち、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、祇園町南歴史的景観保全修景地区又は上京小川歴史的景観保全修景地区については、この規定は適用しない。
- (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
- (3) 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- (4) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
- (5) 文化財保護法の規定により登録有形文化財として登録された建築物
- (6) 京都府文化財保護条例の規定により京都府登録有形文化財として登録された建築物
- (7) 京都市文化財保護条例の規定により京都市登録有形文化財として登録された建築物
- (8) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するもののうち、増築又は移転に係るもの（増築にあっては、当該増築をする部分以外の部分に限る。）

ただし、景観地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画又は美観地区において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。

- (9) 区分の異なる2以上の景観地区にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区的形態意匠の制限を適用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に有効でないと認められるもの

(認定の特例) 第2項ただし書きの適用を受ける場合、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・低層建築物で延べ面積が200平方メートル未満
- ・美観地区（歴史遺産型美観地区を除く）及び美観形成地区内の建築物
- ・京都市優良デザイン促進制度に基づき助言を受けたもので、その内容を計画に反映したものであると認めるもの

祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区歴史的景観保全修景計画

平成11年6月3日 京都市告示第146号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第24条の規定により、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区における歴史的景観保全修景計画を次のとおり定める。なお、この計画において用いる用語の意義は、建築基準法又は条例において使用する用語の例による。

1 保全及び修景に関する基本計画

（1）地区の指定

「祇園新橋伝統的建造物群保存地区」（以下「伝建地区」という。）と連携し、伝統的な町並みを継承するため、歴史的様式を継承する町家が連担する次の市街地を指定する。縄手通沿い、元吉町、弁財天町の一部、新門前通沿いの西之町、中之町、梅本町の一部の市街地で、面積1.8ヘクタールである。区域は計画図に示す。

（2）町並みの形成の沿革

祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区（以下「縄手・新門前地区」という。）を含む祇園新橋一帯は、祇園外六町に續いて、正徳2年（1712），祇園内六町の茶屋町として開発されたのが始まりである。また、新門前地区は、浄土宗総本山知恩院の門前町として形成され、古くは茶道具商が立地した。円山公園にホテルが建築され、河原町通に出る散策道となり、古美術商が集まり、異国情緒豊かな町並みを形成した。また、祇園元吉の茶屋町と連続し、独特の雰囲気を形成している。

祇園新橋一帯は、昭和49年に、京都市市街地景観条例により「祇園新橋特別保全修景地区」に指定され、その後、昭和51年に新橋通及び白川沿いの地区が文化財保護法による伝建地区に指定された。この伝建地区が茶屋様式の町家が主となって町並みを形成しているに対して、縄手・新門前地区は店舗様式の商家が主となり町並みを形成している。これら一帯の市街地は、業種構成に違いはあるが京風の木造建築が軒を連ね、地域個性豊かな町並み景観を継承している。

（3）景観整備の目的

長い歴史の中で洗練され、優れた意匠・形態を有す京風町家で構成される町並み景観を後世に伝え、かつ魅力ある生業や生活が営めるように環境を維持・増進することを目的とする。

（4）地区の景観特色と整備方針

計画地は、飲食店、小売り店舗など多種の店舗が存在する縄手通（大和大路）の一部と茶道具や古美術を扱う美術商が主業種である新門前通の町並みで構成している。縄手通は、業種が多様で、建築様式も多様であるが、都心の繁華街の賑わいの中にも地域固有の雰囲

氣を作り出している。また、新門前通は、美術品を扱う同業者町を形成しているが、家主の人格を象徴するように、一件として同じ家屋がなく、風情を凝らした町家建築で町並みが構成されている。

中高層の非木造建築が増える中にあって、木造の京風町家により形成される町並み景観を後世に継承し、更に、磨きをかけて京都らしい町並み形成を目指す。

2 建築物その他の工作物の位置、規模、形態、意匠に関する事項

(1) 建築物の位置

表通りに面して塀を設けない場合の建築物の主壁面は、両隣の家屋の壁面と連続するよう配慮し、また、1階壁面が、道路境界からおおむね1.8メートル以上離れていないこと。

(2) 建築物の規模

ア 建築物の高さは、15メートル以下とすること。

イ 建築物の公共用空地から（目線の高さから見た場合。以下同じ。）見える部分の高さは、12メートル以下とすること。ただし、指定時に存する建築物が、4階以上で、12メートルを超えるものは、その階数及び高さ以下とすること。

(3) 建築物の形態、意匠

ア 屋根は、できる限り平入りの勾配屋根とし、前面道路に面して深い軒を設けること。
ただし、交差部に位置する家屋又は玄関棟は、この限りでない。

イ 屋根勾配は、3.0／10～4.5／10の範囲内にあること。

ウ 通り庇（1階上部の軒庇）を設けること。ただし、高塀等により、1階壁面が公共用空地から見えない場合は、この限りでない。

エ 屋根材は、日本瓦、銅板又はこれらに準じる材料で葺くこと。

オ 道路から見える部分で3階建てにする場合、3階壁面は2階壁面より後退し、かつ道路境界よりおおむね2メートル以上離すこと。

カ 建築物の外観の形態・意匠は、真壁造りを基調とし、当該地区の歴史的な様式を尊重すること。

キ 通りに面した窓、入口などの開口部は、和風デザインとすること。

(4) 門・塀などの規模、形態、意匠

ア 塀の高さは1.8メートルから2.5メートルの範囲内にあること。ただし、指定時に2.5メートルを超えるものにあっては、既存の高さ以下とすること。

イ 犬矢来、こま止め、その他工作物は、できる限り木竹、石材など自然材で造ること。

ウ 門灯、外灯など建築設備の形態・意匠は和風を基調とすること。

(5) 建築物以外の工作物の規模

土地に定着する工作物の高さは15メートル以下とする。

3 歴史的意匠建築様式

当該地区の建築物の歴史的様式を次のように定める。なお、本二階の様式には、中二階、平屋のものを含むものとする。

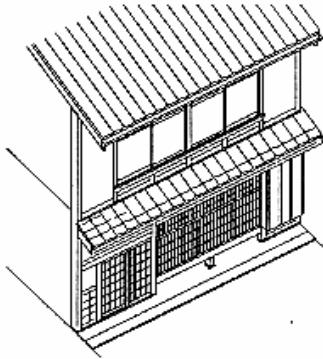
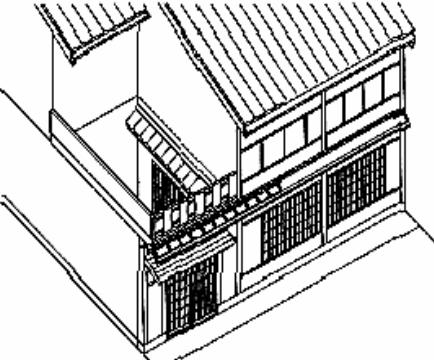
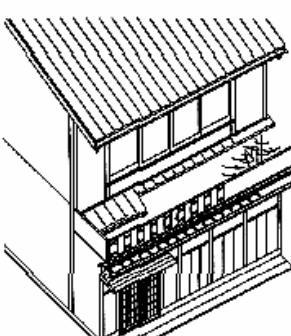
(1) 住居様式

- ア 本二階格子造しもたや様式（様式1－1）
- イ 玄関庭付本二階住居様式（様式1－2）
- ウ 高塀前庭付本二階住居様式（様式1－3）
- エ 高塀付本二階邸宅様式（様式1－4）
- オ 高塀和蔵付本二階邸宅様式（様式1－5）

(2) 店舗様式

- ア 本二階格子造店舗用式（様式2－1）
- イ 本二階土間造店舗様式（様式2－2）
- ウ 本二階数寄造店舗様式（様式2－3）
- エ 本二階飾り窓付店舗様式（様式2－4）
- オ 本二階飾り窓付土間店舗様式（様式2－5）
- カ 玄関棟付本二階店舗様式（様式2－6）
- キ 中二階むしこ造店舗様式（様式2－7）

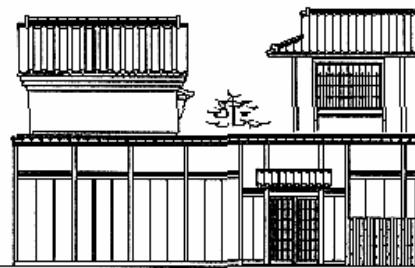
□ 住居様式

<p>○ 本二階格子造しもたや様式 (様式 1-1)</p> <p>店舗様式の家屋の二階部分の格子窓の格子をはずすなど、居住性を高めて居住専用に改装した様式</p>	
<p>○ 玄関庭付本二階住居様式 (様式 1-2)</p> <p>しもたや様式(様式 1-1)の玄関口部分を後退させて、玄関庭及び玄関口を設ける様式</p>	
<p>○ 高塀前庭付本二階住居様式 (様式 1-3)</p> <p>家屋前面に庭を配置し、高塀で囲み道路から一階部分見えなくし、玄関口を設ける様式</p>	
<p>○ 高塀付本二階邸宅様式 (様式 1-4)</p> <p>家屋の2方向以上に庭を配置し、高塀で囲み、玄関口を設ける様式</p>	

○ 高塀和蔵付本二階邸宅様式

(様式 1－5)

邸宅様式（様式 1－4）で、和蔵を設けた
様式

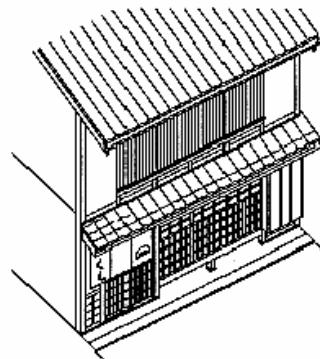


□ 店舗様式（様式 2）

○ 本二階格子造店舗様式

(様式 2－1)

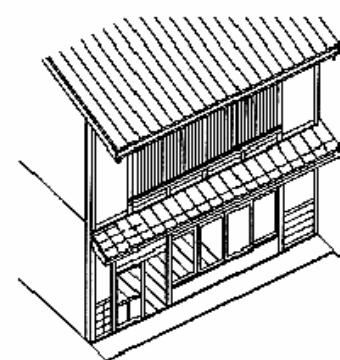
外壁を面格子や出格子窓で構成し、通り庭
を配置し、それに面して居室を設け店舗とし
て利用する様式



○ 本二階土間造店舗様式

(様式 2－2)

二階外壁を面格子や出格子窓で構成し、一
階の玄関口の居室を上げ床にしないで土間で
造り、店舗として利用する様式



○ 本二階数寄造店舗様式

(様式 2－3)

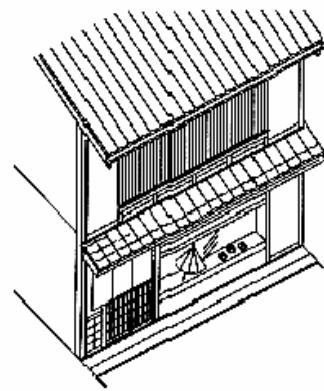
格子造店舗用式（様式 2－1）で、外觀を
茶室風の瀟洒（しょうしゃ）なデザイン（數
寄屋）で造る様式



○ 本二階飾り窓付店舗様式

(様式 2-4)

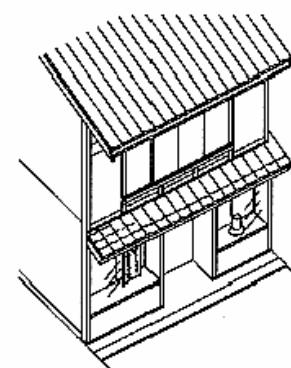
格子造店舗用式（様式 2-1）の一階の格子窓を飾り窓に替えた様式



○ 本二階飾り窓付土間店舗様式

(様式 2-5)

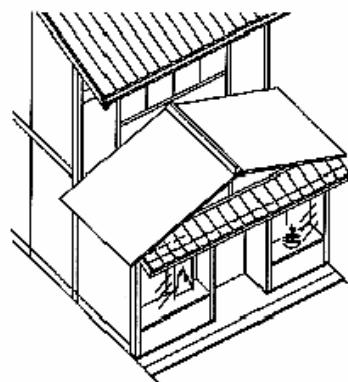
土間造店舗様式（様式 2-2）で、一階壁面に飾り窓を設ける様式



○ 玄関棟付本二階店舗様式

(様式 2-6)

店舗様式の前面に玄関棟を増設した様式



○ 中二階むしこ造店舗様式

(様式 2-7)

低い二階の壁面にむしこ窓を設ける様式

